

大阪労働局 発表  
令和7年2月19日（水）

大阪労働局労働基準部監督課  
電話 06-6949-6490

## 令和6年における送検状況について

### ～63件の労働基準関係法令違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 志村 幸久）は、大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が令和6年（1～12月）に労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況について以下のとおり取りまとめた。

なお、うち1件は、大阪労働局の過重労働撲滅特別対策班（通称「かとか」）が送検したものである。

- 送検件数 63件
- 法令別件数
  - 労働基準法等違反 28件
  - 労働安全衛生法違反 35件

※ 送検件数詳細については別添1のとおり、法令ごとの主な送検事例は別添2のとおり（かとか送検事案は別添2の1参照）。

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における令和6年の送検状況を取りまとめたものである。

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

## 1 概要

### (1) 送検件数 [別添1・表1参照]

令和6年の送検件数は63件で、前年の55件から8件(14.5%)増加した。

### (2) 法令別件数 [別添1・表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法に係る事件が28件、労働安全衛生法違反事件が35件である。
- ・ 労働基準法違反事件を内容別に多いものから見ると、「労働時間・休日等」が10件、「その他」が10件、「定期賃金の不払」が5件、「賃金不払残業(サービス残業)」が3件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では多いものから、「機械等危険防止」が16件、「墜落等危険防止」が7件、「作業主任者の選任等」が5件、「労災かくし」が4件、「その他」が3件となっている。
- ・ 前年と比較して労働基準法違反事件は11件(64.7%)増加し、労働安全衛生法違反事件の件数は3件(7.9%)減少した。

### (3) 業種別件数 [別添1・表2参照]

業種別では、製造業が19件で最も多く、続いて建設業が16件となっている。

### (4) 端緒別件数 [別添1・表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法違反事件では28件中16件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、35件中23件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは17件(約27%)である。

### (5) 強制捜査件数 [別添1・表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和6年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は1件である。

## 2 参考

労働基準法第102条に、「労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。」と規定されている。

(最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。)

表 1 法令別件数

		令和4年	令和5年	令和6年(前年比)
送検件数		66 100%	55 100%	63 (+8) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	13	9	5
	解雇 (労働基準法第20条)	0	1	0
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	4	2	3
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	3	4	10
	その他	6	1	10
	計	26 39%	17 31%	28 (+11) 44%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	14	8	16
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	5	3	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	8	7	7
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	7	8	4
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	2	2	0
	その他	4	10	3
	計	40 61%	38 69%	35 (-3) 56%

注1: 主たる送検条文により集計。

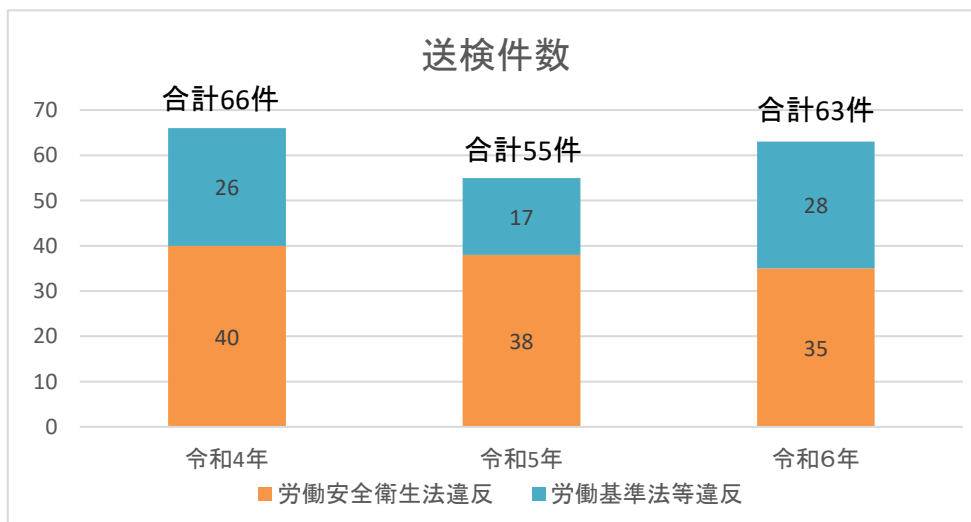


表 2 業種別件数

	令和4年	令和5年	令和6年
製造業	17 26%	12 22%	19 30%
建設業	19 29%	23 42%	16 25%
運輸交通業	6 9%	6 11%	2 3%
商業	3 5%	5 9%	10 16%
接客娯楽業	1 2%	0 0%	2 3%
その他	20 30%	9 16%	14 22%
送検件数	66 100%	55 100%	63 100%

表 3 端緒別件数

	令和4年			令和5年			令和6年			
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	
告訴・告発	20	1	21	14	3	17	16	1	17	27%
告訴・告発以外	6	39	45	3	35	38	12	34	46	73%
(うち、重大な労働災害)	0	(23)	(23)	(2)	(17)	(19)	(0)	(23)	(23)	35%
送検件数	26	40	66	17	38	83	28	35	63	100%

表 4 強制捜査件数

	令和4年	令和5年	令和6年
送検件数 ※	66 100%	55 100%	63 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	9 14%	14 25%	1 2%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

# 令和 6 年 大阪労働局「かたく」送検事例

## 労働基準法違反事件の事例

### 違法な時間外、休日労働を行わせたもの

大阪市西淀川区において、業務用冷凍庫・冷蔵庫の製造、販売等を営む事業者が、労働者 3 名に対し、①同社において締結した労働基準法第 36 条に基づく労使協定（通称「36 協定」）の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、また②1 箇月 100 時間以上の時間外労働及び休日労働、③連続する複数月を平均して 1 箇月 80 時間超の時間外労働及び休日労働を行わせたもの。

大阪労働局においては、平成 27 年 4 月 1 日、**過重労働撲滅特別対策班（通称「かたく」）を立ち上げ、過重労働の撲滅に向け、著しい過重労働による労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対して検察庁への書類送検を含めた厳正な対応を行っている。**

（労働基準法第 32 条第 1 項、  
労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号、第 3 号）

※ **労働基準法第 32 条第 1 項**

1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

※ **労働基準法第 36 条**

1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2～5 （略）

6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

- 一 (略)
  - 二 1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間100時間未満であること。
  - 三 対象期間の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の1箇月当たりの平均時間80時間を超えないこと。
- 7～11 (略)

## 令和 6 年 労働基準監督署送検事例

### I 労働基準法違反事件の事例

#### 事例 1 1 か月 100 時間超等の違法な長時間労働を行わせていたもの

兵庫県神戸市に本店を置き、倉庫業等を営む事業者が、大阪府箕面市の同社営業所の労働者 3 名に対し、36 協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、また① 1 箇月 100 時間超の時間外労働及び休日労働、②連続する複数月を平均して 1 箇月 80 時間超の時間外労働及び休日労働を行わせても

(労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項

労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号、第 3 号)

※ **労働基準法第 32 条**

1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1 週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない。

※ **労働基準法第 36 条**

(別添 2 の 1 の同条参照)

## Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

### 事例2 労働者の墜落防止措置を講じなかったもの

大阪府河内長野市において、機械式駐車装置の点検及び部品交換業を営む事業者が、大阪府堺市南区内の同装置の部品交換工事現場において、同社に派遣された労働者（以下「派遣労働者」という。）に高さ5.61メートルの機械式駐車装置の4層目のパレット（以下「作業床」という。）上で部品交換作業を行わせるにあたり、当該作業床の端から派遣労働者が墜落するおそれがあるにもかかわらず、当該作業床の端に防網を張ることや、派遣労働者に要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用させなかったものである。

令和6年1月16日、上記現場において、派遣労働者が高さ5.61メートルの作業床上から墜落し、死亡する労働災害が発生している。

（労働安全衛生法第21条第2項、労働安全衛生規則第519条第2項）

※ 労働安全衛生法第21条第2項

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※ 労働安全衛生規則第519条

1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆おおい等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



**事例3** ベルトコンベヤーのプーリー等に覆い等を設けず、非常停止装置を備えなかったもの

大阪府枚方市において、鋳物業を営む事業者が、同社工場において、労働者にベルトコンベヤー付近での作業を行わせるにあたり、同ベルトコンベヤーのプーリー部分に覆い等を設けず、また、非常の場合において直ちに同ベルトコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えず、もって機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

令和6年3月8日、同社工場において、労働者が同ベルトコンベヤーのプーリーとベルトの間に腕を挟まれ、胸部を圧迫されたことにより死亡する災害が発生している。

(労働安全衛生法第20条第1号、労働安全衛生規則第101条第1項  
労働安全衛生規則第151条の78)

※ **労働安全衛生法第20条第1号**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

※ **労働安全衛生規則第101条第1項**

1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

※ **労働安全衛生規則第151条の78**

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えなければならない。

#### 事例4 いわゆる労災かくし

大阪府泉南市において、建設業を営む事業者が、大阪府岸和田市内の飲食店新築工事現場にて発生した休業4日以上労働災害（被災者が高さ約5メートルから墜落し重症を負ったもの）について、同工事2次下請であって、被災者を雇用する同事業者は同工事元方事業者代表者及び同工事1次下請事業者と共謀のうえ、労働者死傷病報告書を所轄の岸和田労働基準監督署長に提出しなかった（いわゆる労災かくしを行った）ものである。

（労働安全衛生法第100条第1項、  
労働安全衛生規則第97条第1項、刑法第60条）

※ **労働安全衛生法第100条第1項**

1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

※ **労働安全衛生規則第97条**

1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

※ **刑法第60条**

二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。